

令和 7 年第 2 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第1号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する
条例） . . . 1
- 第2号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて） . . . 2
- 第3号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて） . . . 3

報 告

- 第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更す
ることについて） . . . 4
- 第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更す
ることについて） . . . 5

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 公示送達関係

公示送達に関する規定の整備

公示送達の方法について、市のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、市役所の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことができる

（第18条／地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行）

(2) 個人市民税関係

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

特定親族（年齢19歳以上23歳未満）について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逡減する仕組みとする。

（第34条の2／令和8年1月1日施行）

(3) 軽自動車税（種別割）関係

種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

現行の50ccバイクは、令和7年11月規制への適合ができないため、原動機付自転車の車両区分に「排気量125cc以下で50cc相当以下に制御したバイク」を追加する。

（第82条／令和7年4月1日施行）

(4) たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直す

加熱式たばこの課税標準について、2段階に分けて1本当たりの税額を紙巻たばこ同等にする。

（附則第16条の2の2／令和8年4月1日施行）

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

1 報告の概要

議決を得て契約をした工事について、契約内容の変更に伴い契約金額に300万円未満の変更が生じたことから、契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理したので、同条第2項の規定に基づき市議会に報告するもの。

2 報告の内容

(1) 工事の名称

仙崎公民館建築工事

(2) 変更契約締結日

令和6年12月2日

(3) 変更した事項

ア 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

当初 305,800,000円

変更後 304,211,600円

※1,588,400円の減額

(4) 変更の主な理由

- ・北側隣地境界側の69枚の矢板H=6.0mを4.0mに変更したことによる減
- ・外部仮設足場の枠組先行足場をくさび緊結式足場（次世代型）に変更したことによる減
- ・掘削工事における埋設物処分の数量の変更による増
- ・サイン計画の変更による増
- ・県道歩道部分のインターロッキング舗装19.3㎡の一時撤去・再設置の追加による増
- ・発注指定型の週休2日工事（4週8休）が達成されず、4週7休工事が見込まれることによる減
- ・敷地内のアスファルト舗装の工事面積の追加による増

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

1 報告の概要

議決を得て契約をした工事について、契約内容の変更に伴い契約金額に300万円未満の変更が生じたことから、契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理したので、同条第2項の規定に基づき市議会に報告するもの。

2 報告の内容

(1) 工事の名称

西消防署庁舎建築工事

(2) 変更契約締結日

令和7年2月13日

(3) 変更した事項

ア 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

当初 192,500,000円

変更後 191,427,500円

※1,072,500円の減額

イ 完成期日

当初 令和7年3月21日

変更後 令和7年3月31日

(4) 変更の主な理由

ア 契約金額

- ・令和6年3月14日以前に入札通知している工事のため、工事請負契約書第57条の定めに基づき、適用基準日が令和6年3月15日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金の額の増
- ・柱状改良杭の工事の実績による減
- ・3つの基礎を直接基礎に変更することから、基礎底盤の地耐力を確認するため、平板載荷試験を1箇所追加したことによる増
- ・南側隣地境界線の重力式擁壁（L=2.44m）の追加工事による増

イ 工期の延伸

- ・コンクリート、資機材等の納入に日数を要したことによるもの